

第7章

実現に向けた課題

1. 都市計画上の課題
2. 都市計画マスタープラン
運用に当たっての課題

1. 都市計画上の課題

(1) 都市計画区域の併存

① 現状と問題点

- 都市計画法における都市計画区域の規定は次のとおりです。

第5条（都市計画区域）

都道府県は、市又は人口、就業者その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

- 本市の都市計画区域は、「小山栃木都市計画区域（栃木地域・大平地域・藤岡地域・都賀地域・岩舟地域）」「西方都市計画区域（西方地域）」の2つが設定されています。
- 都市計画制度の運用に当たっての基本的な方針である『都市計画運用指針』（国土交通省）においては、合併した自治体の都市計画区域の考え方について次のように記載されています。（一部要約）

都市計画区域は、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として指定すべきである。

市町村が合併した場合の都市計画区域の指定は、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、合併後の市町村区域について、原則として一つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましい。

しかしながら、

- ① 合併前の各市町村の区域をめぐる社会的、経済的状況等地域的特性に相当な差異がある。
 - ② 地理的条件等により一体の都市として整備することが困難であること。
- 等により一つの都市計画区域を指定することが困難である場合には実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定することも考えられる。

- 区域区分により市街化区域・市街化調整区域の指定（線引き）がされているのは、小山栃木都市計画区域の栃木地域・大平地域・藤岡地域・都賀地域・岩舟地域で、西方都市計画区域（西方地域）については区域区分が指定されていない“非線引き”都市計画区域です。

* 小山栃木都市計画区域の構成市町（3市1町）

- ・ 小山市
- ・ 栃木市（旧栃木市・旧大平町・旧藤岡町・旧都賀町・旧岩舟町）
- ・ 下野市
- ・ 野木町



- こうした「線引き・非線引き」の併存には、次のような問題点があります。

<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域での開発が困難な場合、市街化調整区域を超えて、比較的开发しやすい非線引き区域の用途地域未指定地区（“非線引き白地”）で開発が行われる可能性がある。（開発等が拡散し、本市まちづくりが目指す“コンパクトシティ”の実現が困難になる） ・2つの制度による規制や手続きの違い等により、合併したにも関わらず、一体の都市として効率的・効果的に都市計画を進めることが難しくなる。 ・土地利用としては大きな違いは見られないが、法規制の上では市街化調整区域と非線引き白地で開発の難易度に差が出るため、住民の理解を得ることが難しくなる。

② 今後の方向性

- 今後は、小山栃木都市計画区域として、全域を線引き都市計画区域として設定する方向性で調整・手続き等を進めます。こうした方向性の円滑な実現に向け、これまでの状況と比べたメリットや問題点を踏まえながら取り組む必要があります。

【今後の方向性】

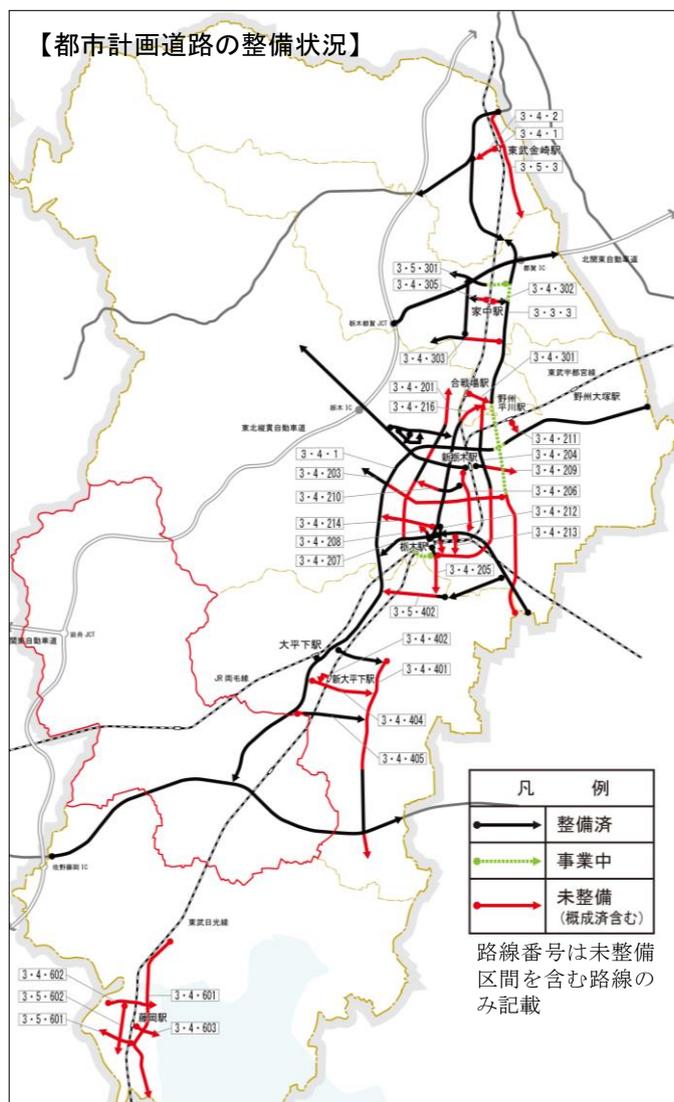
	統合（全域が線引き）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・市としての一体的な都市計画の運用が図られる。 ・都市的土地利用が集約され、コンパクトシティの実現に向けた環境づくりがなされる。 ・市街化調整区域においては良好な農地等が保全され、都市的土地利用と営農環境のバランスのとれた土地利用運用が図られる。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・非線引き区域においては適正な土地利用を図るための規制がかかるため、住民の理解・協力が不可欠となる。
課題と方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・統合までの移行期間中は、非線引き白地部分において駆け込み開発等を抑制する必要がある（特定用途制限地域の適用等）。

- 都市計画区域の再編については、関係する上位計画や他法令との調整・整合を図り、市民の理解と協力を得ながら、調整・手続き等を進めます。

(2) 整備未着手の都市計画道路

① 現状と問題点

- 都市計画道路は、市全体で55路線を計画決定しています。
- これまで、主に市街地縁辺部や国県道部の整備を進め、現在は小山栃木都賀線等を逐次整備しています。
- 市街地内における道路は、昭和40～50年代に計画決定したものの、権利関係の複雑さや多くの費用と時間を要することから整備が先送りされ、面的整備地区における整備が中心となっています。
- 栃木地域の中心市街地部において多くの路線が未整備であり、大平地域・都賀地域・西方地域の市街地部では駅周辺において一部未整備、藤岡地域では市街地部の5路線すべてが未整備となっています。
- 市街地部の整備が進まない間に、その縁辺部やバイパス整備等が進み、交通の流れが変わる等、計画決定時の状況と変わっている場合も想定されることから、こうした長期的な整備未着手路線の検証と見直しを行う必要があります。



- 栃木県が策定した『栃木県都市計画道路検証の基本方針（案）』（平成19年3月）における見直しの視点は次のとおりです。

【長期間未整備都市計画道路の必要性等の検証の基本的な視点】

1. 路線の計画上の視点
 - ① 土地利用計画、まちづくりとの一体性の視点
(上位計画との整合性、将来都市像・都市交通の目標、土地利用・都市施設との一体性)
 - ② 各都市の個性や状況に対応する視点
(歴史、都市構造、都市計画決定状況・整備状況、将来交通需要の伸び等)
 - ③ 道路ネットワーク等広域的な視点
(広域的な道路ネットワーク、周辺道路との関連性・将来交通需要予測の検証)
 - ④ 要求される多様な機能の確保の視点
(交通機能・空間機能・市街地形成機能・防災機能・シンボル機能・アメニティ機能等)
 - ⑤ 既存ストックの有効活用の視点
(機能を代替する道路や既存道路での役割分担可能な場合の既存道路の有効活用)
2. 必要性と実現性の視点
(必要性の変化の要因や事業の実現化に支障を来す要因の評価を踏まえた検証)

② 今後の整備の方向性

- 今後は、未整備路線の整備推進を基本としながら、“選択と集中”による効率的な整備を進めます。そのため、各地域において設定した“重点プロジェクト”との一体的な整備等、より実現性・整備効果の高い路線を優先的に進める等、着実な整備推進を目指すものとします。

【整備未着手の都市計画道路整備の方向性（案）】

	整備の方向性
栃木地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3・3・3号小山栃木都賀線、3・4・201号沼和田川原田線、3・4・203号今泉泉川線、3・4・209号新栃木駅東口線において重要整備区間を設定しており、先導的に整備を図る。 ・ 3・4・204号沼和田合戦場線、3・4・208号富士見町線、3・4・214号境町菌部線、3・4・211号野州平川駅前線について、現道または他路線での代替が可能性を継続的に検討する。 ・ 市街地内で未整備となっている路線については、シビックコア地区や2環状8放射等の市街地整備・市内幹線道路網と連携するため、順次整備を図る。
大平地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新大平下駅周辺整備において、3・4・404号大平町役場通りの整備を図るとともに、土地区画整理事業の施行に併せ、3・4・402号新大平下駅前線、3・4・403号大平下駅前線の整備を図る。 ・ 上記路線を優先し、3・4・401号大平中央線等についても順次整備を図る。
藤岡地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤岡駅周辺において未整備となっている路線は、駅東地区・駅西地区の整備において一体的に整備を図る。 ・ 特に3・4・603号藤岡駅前通りは、重要整備区間として整備を図る。 ・ 上記路線を先導的に整備し、それ以外の路線についても順次整備を図る。
都賀地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3・3・3号小山栃木都賀線、3・5・301号大橋家中線の整備を進めながら、家中駅周辺における3・4・302号家中駅前通り、3・4・303号家中原宿東西線、3・4・305号家中駅西通り線の未整備区間の整備を図る。 ・ 上記路線を先導的に整備し、合戦場駅周辺の路線についても順次整備を図る。
西方地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「中心地区形成プロジェクト」において3・4・2号駅西通りの整備を図る。 ・ 上記路線を優先し、東武金崎駅東側の路線についても順次整備を図るとともに、駅の東西を連絡する自由通路等の検討を図る。
岩舟地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3・3・1号新50号線、3・4・1号栃木藤岡線は整備済みであり、維持・管理、必要な改良等を図る。 ・ 上記の維持・管理・改良を図りつつ、駅周辺のアクセス環境整備や都市基盤整備において、必要に応じ新規路線の検討を図る。

- 広域的な幹線道路整備による交通の流れ等を踏まえ必要性等の再検証が必要な路線については、栃木県が策定した都市計画道路検証の基本方針（案）に基づき、検証・見直しを図るものとします。

(3) 市街化調整区域の開発

① 現状と問題点

- 市街化調整区域（栃木地域・太平地域・藤岡地域・都賀地域・岩舟地域）においては、条例により、50戸以上が連たんする部分周辺での住宅等の立地を許容する制度が運用されています。本来既存集落のコミュニティや活力維持を図ることをねらいとした制度ですが、現状では市街化区域周辺における宅地化がみられ、市街地の拡散が進行しています。
- 市街化区域における開発の問題については、人口減少への対応や環境への配慮が求められる近年のまちづくりにおいて、「コンパクト・シティ（身近な生活圏において都市機能を集約させ、住みやすく環境負荷が少ないまちづくりを実現）」の考え方を踏まえた対応が必要です。

② 今後の運用について

- 本計画において、今後の本市の都市づくりの基本方針を“各地域の中心市街地（主な鉄道駅周辺）における都市機能の集約によるコンパクトシティ”と設定しています。一方、田園集落については、“必要な基盤整備を図りながら、活力維持を図る”ためのまちづくりを進める方針です。
- これらを踏まえ、市街化調整区域の開発については、都市計画法第34条に定められた立地基準を順守しながら、集落の規模や活力維持のための必要最低限の開発を適正に誘導していきます。

《市街化調整区域の開発規制の緩和について（11号条例）》

・ 許可の対象となる土地

「50戸以上の建築物の敷地が50m以内の間隔で連たんしている土地（農用地区域・保安林等を除く）」

・ 建築可能なもの

「自己の建築による自己用住宅、自己の建築による自己用兼用住宅、自己の建築による自己業務用小規模店舗」

*その他、一宅地の敷地面積・道路要件、開発に当たっての法的な技術基準を定めています。また、農地転用基準については緩和せず、適正な田園集落としての環境を守りながら、必要な規制緩和に関する運用を図る方針です。

- 今後は、都市計画区域再編の動向を踏まえながら、開発許可制度と併せた適正な運用、農地転用基準を維持しながらの環境保全等により、豊かな田園に囲まれた良好な集落環境の維持・活力づくりに向けた制度の運用を図ります。

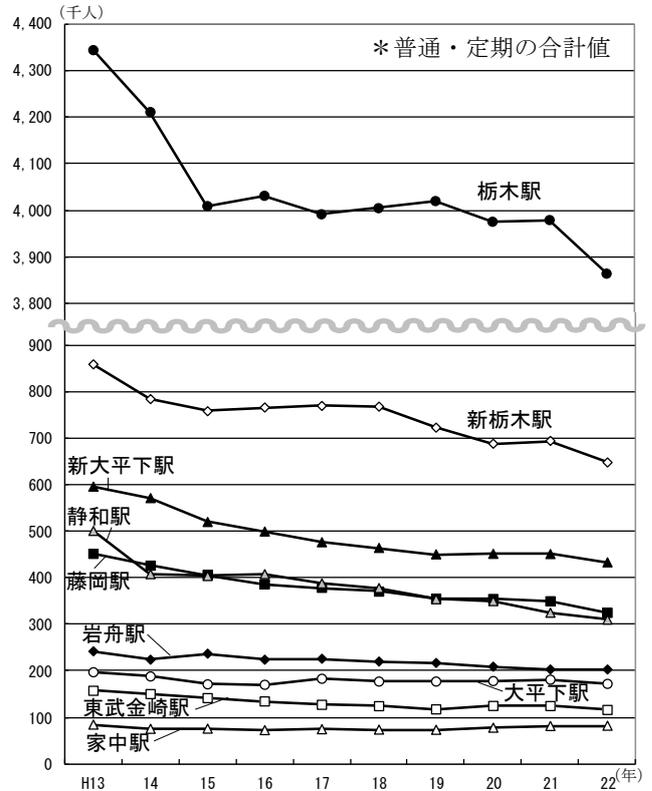
(4) 中心市街地の活性化

① 現状と問題点

- 各地域の主な駅周辺において、都市機能が集約した地域拠点の設定を行いました。全国的にも中心市街地（中心商業地）の停滞は問題となっています。本市においても、今後、地域拠点におけるコンパクトシティを主体としたまちづくりを進める上で、その活性化は大きな課題となります。
- 各地域の中心市街地における駅利用者や商業販売額はいずれも減少傾向にあり、賑わいづくり、商業活性化に向けた対策が求められます。

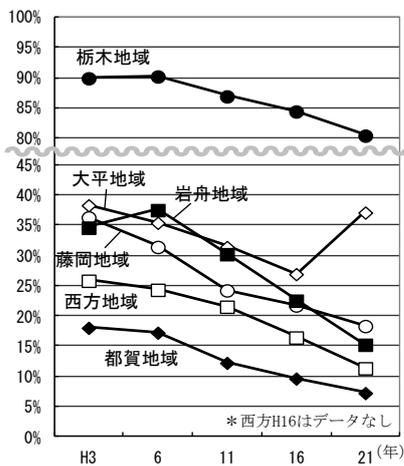
*大平地域の購買率・販売額の上昇は栃木藤岡線バイパスの商業機能の影響。

【主な駅の利用者数の推移】 資料：栃木県統計年鑑



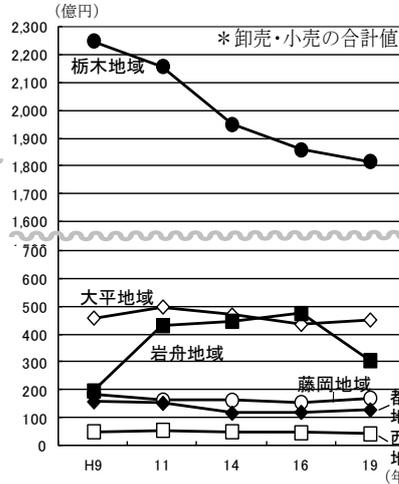
【参考：商業に関するデータ】 *旧市町単位のため参考データとする

【自市町内購買率の推移】



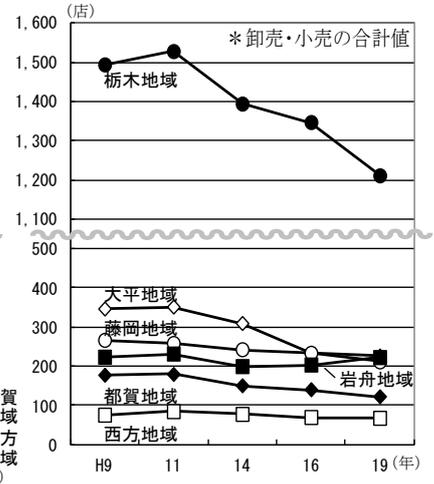
資料：地域購買動向調査

【商業年間販売額の推移】



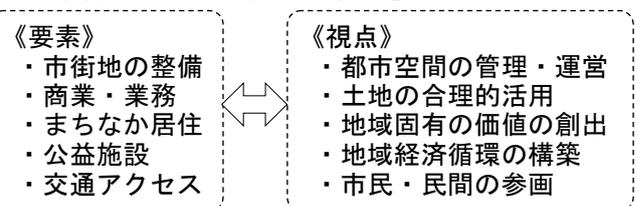
資料：商業統計調査 (H21は経済センサス創設のため実施せず)

【店舗数の推移】



- 中心市街地の活性化においては、その主な構成要素と活性化の視点に基づき、各地域の特性を踏まえながら、今後の方向性を検討する必要があります。

【中心市街地活性化の要素・視点】



冊子『中心市街地のまちづくり』(国土交通省)より作成

② 各地域の中心市街地の方向性

- 地域ごとの特性を踏まえた活性化の方向性を次のとおり設定します。

【中心市街地の活性化に向けた方向性（案）】

	地域ごとの特性を踏まえた活性化（要素別に整理）				
	市街地の整備	商業・業務	まちなか居住	公益施設	交通アクセス
栃木地域	・密集市街地の改善と施設跡地等の有効活用により安全性・魅力を高める。	・市全体の中心商業、観光・歴史と連動した特徴ある商業地としての魅力づくり。	・生活支援や商業等の都市機能が集約した利便性を活かし、定住促進を図る。	・主要な施設の集約、市全体の都市サービス拠点としての利便性向上を図る。	・鉄道の利便性、放射状道路網の中心としてのアクセスを活かす。
大平地域	・新大平下駅周辺整備によりさらに利便性と魅力を高める。	・中心部は停滞しているが、新大平下駅周辺の整備と連携しながら商業活性化を図る。	・面的整備実施地区と新大平下駅周辺等における定住促進を図る。	・公民館周辺や運動公園等、歩行者ネットワーク等による利用しやすい環境づくり。	・道路網の利便性は高く、今後は公共交通により誰もが移動しやすい環境を高める。
藤岡地域	・駅周辺における面的整備、都市計画道路整備により安全性、利便性と市街地の魅力を高める。	・生活を支える近隣商業機能の維持を図る。 ・遊水地と連動した賑わいづくり。	・駅周辺の市街地整備と連動しながら、定住の拠点づくりを図る。	・文化会館周辺と駅周辺を結ぶネットワークによる利用しやすい環境づくり。	・通過交通対策を図りながら、歩行者が安全に市街地と遊水池を巡れる環境づくり。
都賀地域	・家中駅周辺における道路・公園・広場等の整備により、安全・快適な地域拠点づくりを図る。	・生活を支える近隣商業機能の維持を図る。 ・IC近接性を活かした産業系機能の向上を図る。	・着実な市街地整備・都市機能の集約・公共交通の利便性向上等により定住の維持・促進を図る。	・家中駅西側の施設集積地と駅周辺を結ぶネットワークによる利用しやすい環境づくり。	・家中駅東西の都市計画道路や公共交通により移動しやすい生活環境づくりを図る。
西方地域	・中心地区形成プロジェクトにより駅西側の土地の活用と魅力の向上を図る。	・駅周辺は近隣商業機能の維持を図る。 ・駅西側は道の駅と連動した交流・賑わい空間づくりを図る。	・中心地区形成プロジェクトにおいて、便利で魅力ある定住拠点づくりを図る。	・中心地区形成プロジェクトにおける集約。 ・駅東側からの利用しやすい環境の確保を図る。	・広域道路網が整備済み。今後は市街地内の幹線道路を整備。 ・駅の東西連絡機能の確保を図る。
岩舟地域	・岩舟駅周辺における面的整備により、安全・快適な地域拠点づくりと駅利用環境の向上を図る。	・国道50号・桐生岩舟線沿道の既存商業地の維持を図る。 ・静和駅周辺は近隣商業機能の向上を図る。	・岩舟駅周辺、静和駅周辺における都市機能の集約や都市基盤の整備により居住の維持・促進を図る。	・岩舟総合支所周辺における公共施設の維持。 ・駅からの利用しやすい環境の確保を図る。	・都市計画道路整備済み。今後は駅周辺整備と併せた整備検討。 ・岩舟駅の利用環境の向上を図る。

- 上記に整理した方向性は、本計画における重点プロジェクトや部門別の整備方針に沿っていますが、中心市街地活性化に向けては、観光・福祉・教育等の様々な部門との連携・協力が必要です。こうした多様な施策展開と併せ、協働体制による“市民が主役”の活性化が不可欠であり、相互の理解と協力・連携のもと、“地域力”を“総合力”に結集させながら、新しい栃木市の一体的なまちづくりを目指します。

2. 都市計画マスタープラン運用に当たっての課題

(1) 市民が主役のまちづくりの推進

① 市民活躍の場づくり

『栃木市総合計画（改訂版）』においては、合併後のまちづくりの視点として“市民活躍の姿”を設定しています。各地域の個性を活かしたまちづくりや個々の市民や団体の活動・活躍の場の充実に努めるもので、市民主体のまちづくりを進めるために欠かせない理念です。本計画に位置づけた施策・事業を進める上でも、市民・企業・団体等との連携・協力のもと、円滑かつ持続的なまちづくりの実施を目指します。

② マスタープランの周知

今後、本計画に基づくまちづくりを進めていくに当たり、住民の理解と協力を得るため、本市の目指す将来都市像や計画の理念、実施していく施策・事業等の周知を図ります。

また、周知とともに施策・事業等への意見や提案を反映させる等、双方向のコミュニケーションに基づく計画の運営を図ります。

③ 計画の着実な推進

合併後、『栃木市総合計画（改訂版）』を策定し、各部門の実施計画の策定が進んでいます。都市計画・都市づくり部門の指針である本計画の運用においても、協働のまちづくり機運を醸成させながら、できることから着実に進めて行くものとします。

(2) 個別事業の推進と計画の見直し・評価

① 都市計画への位置づけ

本計画に位置づけた施策・事業を推進するに当たっては、都市計画に組み入れ、都市計画法に基づく制度や事業として推進していくものとします。このため、本計画を都市計画の根拠とするとともに、それ以外の様々なまちづくり活動全般における基本方針として活用を図ります。

② 個別事業の推進

個別事業の実施に当たっては、詳細な調査・計画・設計等を行うとともに、住民意向の反映や整備効果の把握により、実効性の高い事業となるよう努めます。

また、地区計画・建築協定・まちづくり条例等により、地域の実情や課題を反映した住民主体のまちづくりの推進を目指します。

事業手法については、国・県をはじめとする各種制度・補助事業や「特区（構造改革特別区域）」等の導入を検討しながら、効率的かつ整備効果の高い事業の実現を目指します。

③ 財政運営との調整

厳しい財政運営が求められる中、住民との合意形成や実務レベルでの調整において、事業費や整備効果の見通しを把握することが重要となってきます。このため、事業の投資効果を踏まえた財政配分、維持管理を含めた長期的なコスト削減の取り組み、産業振興等による自主財源の確保、補助事業・支援制度や民間活力の有効活用等、長期的な視野に立った財政運用との調整を図りながら、本計画における事業等の実現を目指します。

④ 計画の見直し

本計画が目標年次とする20年後において、社会経済情勢がどのように変化するか、予測は困難です。そのため、本計画の運用に当たっては、社会経済情勢・時代の潮流・市民ニーズの変化等への柔軟な対応が求められ、適切な時期に見直しを行うものとします。

見直し時期の目安としては、上位計画である『栃木市総合計画（改訂版）』の改訂時期に準拠し10年間とします。なお、10年間の期間中であっても、大規模プロジェクト等、早急に対応すべき案件が発生した場合には、適宜、見直し等の対応を図ります。

⑤ 計画の進行管理と評価

計画の見直しにおいては、計画に位置づけた事業の進捗状況や成果を把握し、計画の進行管理を図ります。こうした進行状況を踏まえ、見直し時点での社会経済情勢に対応した評価を実施することも重要です。この評価を踏まえた検証・再検討に基づき次期計画の改訂を行うものとし、一連の「計画（Plan）-実施・進捗（Do）-評価・検証（Check）-改善（Action）」のシステムを確立させながら、持続的な計画運営を図ります。

(3) 推進体制づくり

① 推進体制の確立

本計画の基本理念である“協働力”により地域の魅力を活かした一体的なまちづくりを進めるため、市民・企業・団体・行政がそれぞれの役割を踏まえながら、連携・協力していける体制づくりを目指します。このため、地域協議会をはじめとする組織や市民・事業者・来訪者等、まちづくりに関わる多様な主体との連携・コミュニケーションの実践を図ります。

特に、本計画の大きな柱であるコンパクトシティを実現していくためには、鉄道事業者との連携・協力により、駅の機能を最大限に活かしたまちづくりを進めることが効果的です。

また、合併により多様化・高度化・広域化する行政課題に対応し、計画的・効率的なまちづくりを進めるため、市内体制を強化しながら、市民・企業・団体とともに一丸となった推進体制づくりに努めます。

② 関連する計画等との連携

本計画は『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（小山栃木、西方）』及び『栃木市総合計画（改訂版）』等を上位計画としていますが、具体的な施策・事業の実施に際しては、市で策定する各種関連計画との連携・整合を図る必要があります。

新市として策定し、本計画の内容と特に大きな関わりがあるものとして、主に『栃木市景観計画』『嘉右衛門町伝建地区まちづくり計画』『栃木市観光基本計画』等が挙げられます。

*その他、個別計画や各種制度についても、適宜、連携・調整等を実施する必要があります。

③ 関係機関への働きかけ・調整

都市計画事業の実施に向けては、国・県をはじめ、都市や農政等の様々な主体・部門との協議・調整・手続きが必要となります。この際、本計画における位置づけを明確に示しながら、事業等実現に向けた働きかけや円滑な推進に向けた調整を図ります。

1. 策定体制・経緯

(1) 策定体制

① 栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）の策定に当たり、基本的な事項を検討するため、栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び任期)

第2条 委員会は、40人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

② 栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画検討委員会

	基礎となる団体	役職	氏名	備考
1号委員 (学識経験を有する者)	足利工業大学	教授	築瀬 範彦	
	小山工業高等専門学校	教授	尾立 弘史	
2号委員 (関係団体を代表する者)	栃木地域まちづくり検討委員会	委員	酒巻 幸夫	
	大平町地域協議会	委員	山田 勝三	H25
			天海 英夫	H24
	藤岡町地域協議会	委員	山家 光幸	
	都賀町地域協議会	委員	条谷 一郎	
	西方町地域協議会	委員	青木 利男	
	栃木県建築士会栃木支部	支部長	牧田 昭二	
	栃木市自治会連合会	会計	阿部 勝彦	H25
	(栃木市自治会連絡協議会)	(理事)	石崎 義夫	H24
	栃木市農業委員会	委員	毛塚 玲子	H25
			大出 陽子	H24
	栃木市町並み委員会	委員	清田 照子	
	栃木市女性団体連絡会	栃木市藤岡女性団体 連絡協議会副会長 まちづくり委員会 委員長 商業部会長	筑比地 幸子	
	栃木商工会議所		佐山 俊朗	
	大平町商工会	女性部長	石川 美千代	
	藤岡町商工会	理事	小暮 一雄	
	都賀町商工会	女性部監事	川津 美知子	
西方商工会	理事	川上 貢一		
下野農業協同組合	代表理事専務理事	大島 三郎		
上都賀農業協同組合	理事	中新井 明		
3号委員 (関係行政機関の職員)	栃木県県土整備部都市計画課	課長	根岸 昭夫	
	栃木土木事務所	所長	青山 行夫	
	栃木警察署	署長	菊池 正英	H25
小川 陽三			H24	
4号委員 (公募による者)	栃木市全域		殿塚 治	
	栃木市全域		渡邊 紘夫	
	栃木市全域		中島 義雄	
	栃木市全域		小林 好雄	
5号委員 (市職員)	総合政策部	部長	赤羽根 正夫	
	総務部	部長	和久井 弘之	
	総務部	危機管理監	藤田 全孝	
	理財部	部長	萩原 弘	H25
			川島 正	H24
	生活環境部	部長	大橋 定男	H25
			川津 正夫	H24
	保健福祉部	部長	飯塚 和男	
	産業振興部	部長	小島 誠司	
	建設水道部 (H24: 上下水道部)	部長	佐藤 昭二	
都市整備部 (H24: 都市建設部)	部長	佐藤 理希		
教育委員会事務局	部長	牧田 淳		

③ 栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画作業部会

【平成24年度】

所属部局・所属課		役職
総合政策部	総合政策課	課長
	まちなか土地利用推進室	室長
	地域まちづくり課	課長
総務部	消防防災課	課長
理財部	施設管理課	課長
生活環境部	交通防犯課	課長
保健福祉部	社会福祉課	課長
産業振興部	商工観光課	課長
	農林課	課長
	産業基盤整備課	課長
都市建設部	都市整備課	課長
	都市計画課	課長
	維持管理課	課長
	建築指導課	課長
上下水道部	水道課	課長
	下水道課	課長
大平総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市整備課	課長
	都市建設課	課長
藤岡総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市建設課	課長
都賀総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市建設課	課長
西方総合支所	地域まちづくり課	課長
	産業建設課	課長
教育委員会事務局	文化課	課長
	伝建推進室	室長
農業委員会事務局	農業委員会事務局	局長

【平成25年度】

所属部局・所属課		役職
総合政策部	総合政策課	課長
	まちなか土地利用推進室	室長
	地域まちづくり課	課長
総務部	危機管理課	課長
理財部	管財課	課長
生活環境部	交通防犯課	課長
保健福祉部	社会福祉課	課長
産業振興部	商工観光課	課長
	農林課	課長
	産業基盤整備課	課長
建設水道部	道路課	課長
	河川緑地課	課長
	下水道課	課長
	水道業務課	課長
	水道工務課	課長
都市整備部	都市計画課	課長
	建築課	課長
	建築指導課	課長
大平総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市整備課	課長
	都市建設課	課長
藤岡総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市建設課	課長
都賀総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市建設課	課長
西方総合支所	地域まちづくり課	課長
	産業建設課	課長
教育委員会事務局	文化課	課長
	伝建推進室	室長
農業委員会事務局	農業委員会事務局	局長

(2) 改訂版策定体制

① 栃木市都市計画マスタープラン策定委員会設置要領

(設置)

第1 市町合併に伴う栃木市都市計画マスタープラン(改訂版)の策定に当たり、基本的な事項を検討するため、栃木市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長の職務)

第3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5 委員会に、作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会に付議する事案等について調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、都市計画課長の職にある者をもって充てる。

5 部会員は、委員長が指名する職員をもって充てる。

6 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月21日から施行する。

② 栃木市都市計画マスタープラン策定委員会

所属部局・所属課		役職
都市整備部		部長
総合政策部	総合政策課	課長
	地域まちづくり課	課長
総務部	総務課	課長
	危機管理課	課長
理財部	管財課	課長
生活環境部	市民生活課	課長
	交通防犯課	課長
保健福祉部	社会福祉課	課長
産業振興部	商工観光課	課長
	農林課	課長
	産業基盤整備課	課長
建設水道部	道路課	課長
	河川緑地課	課長
	下水道課	課長
	水道業務課	課長
	水道工務課	課長
都市整備部	市街地整備課	課長
	住宅課	課長
	建築課	課長
大平総合支所	地域まちづくり課	課長
藤岡総合支所	地域まちづくり課	課長
都賀総合支所	地域まちづくり課	課長
西方総合支所	地域まちづくり課	課長
岩舟総合支所	地域まちづくり課	課長
	都市建設課	課長
教育委員会事務局	教育総務課	課長
	文化課	課長
農業委員会事務局	農業委員会事務局	次長
消防本部	消防総務課	課長

③ 栃木市都市計画マスタープラン策定委員会作業部会

所属部局・所属課		役職
都市整備部	都市計画課	参事兼課長
総合政策部	総合政策課	課長補佐兼政策推進員
	地域まちづくり課	課長補佐兼市民協働推進 TL
総務部	総務課	課長補佐兼文書法規 TL
	危機管理課	課長補佐兼危機管理 TL
理財部	管財課	主幹兼管財 TL
生活環境部	市民生活課	課長補佐兼市民生活 TL
	交通防犯課	副主幹兼公共交通対策 TL
保健福祉部	社会福祉課	課長補佐兼福祉対策 TL
産業振興部	商工観光課	副主幹兼商業金融 TL
	農林課	係長兼農用地 TL
	産業基盤整備課	主幹兼基盤整備 TL
建設水道部	道路課	課長補佐兼監理 TL
	河川緑地課	課長補佐兼公園緑地 TL
	下水道課	副主幹兼下水道管理 TL
	水道業務課	副主幹兼業務 TL
	水道工務課	課長補佐兼建設管理 TL
都市整備部	市街地整備課	副主幹兼リノベーション TL
	住宅課	副主幹兼定住促進 TL
	建築課	課長補佐兼開発指導 TL
大平総合支所	地域まちづくり課	副主幹兼地域まちづくり TL 兼総務 TL
藤岡総合支所	地域まちづくり課	主幹兼地域まちづくり TL 兼総務 TL
都賀総合支所	地域まちづくり課	係長兼地域まちづくり TL 兼総務 TL
西方総合支所	地域まちづくり課	課長補佐兼地域まちづくり TL 兼総務 TL
岩舟総合支所	地域まちづくり課	課長補佐兼地域まちづくり TL 兼総務 TL
	都市建設課	課長補佐兼都市建設 TL
教育委員会事務局	教育総務課	副主幹兼教育総務 TL
	文化課	課長補佐兼文化振興 TL
農業委員会事務局	農業委員会事務局	次長補佐兼農地指導 TL
消防本部	消防総務課	課長補佐兼消防総務係長

(3) 策定経緯

		会議・協議・調査等	内 容
平成24年度	平成24年5月25日	政策会議付議	策定の基本方針
	6月1日	要綱制定	栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画検討委員会設置要綱制定
	6月7日	要領制定	栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画検討委員会公募委員選考実施要領制定
	9月25日	第1回作業部会	計画内容・現況・課題、市民アンケート調査内容、全体スケジュール
	10月1日	第1回検討委員会	
	10~11月	市民アンケート調査	5,000票配布・1,689票回答(33.8%)、集計・解析
	12月14日	第2回作業部会	市民アンケート調査結果、総合課題・将来都市像・部門別基本方針
	12月18日	第2回検討委員会	
	平成25年1月25日	第3回作業部会	全体構想の内容(総合課題・将来都市像・部門別基本方針)
2月7日	第3回検討委員会		
平成25年度	4月30日	政策会議付議	全体構想の中間報告
	5月中	地域協議会	全体構想の中間報告(5/17:大平、5/22:西方、5/24:都賀、5/28:藤岡、5/30:栃木)
	6月24日	第4回作業部会	全体構想の中間報告、5地域別の課題・目標・部門別整備方針
	7月1日	第4回検討委員会	
	7月中	地域協議会	地域別構想(7/23:藤岡、7/24:西方、7/26:都賀、7/30:大平、7/31:栃木)
	9月24日	第5回作業部会	実現方策(地域別の重点プロジェクト、実現に向けた課題)、計画全編のとりまとめ
	10月8日	第5回検討委員会	
	10月25日	庁議付議	計画全編
	11月21日 ~12月20日	パブリックコメント	計画全編に対する意見等
	平成26年1月20日	都市計画審議会	計画全編に対する意見等
	1月22日	議員研究会	計画全編に対する意見等
	1月27日	第6回作業部会	計画全編
2月21日	第6回検討委員会		
3月12日	庁議付議	計画全編	
平成27年度	平成27年5月18日	庁議付議	改訂版策定の基本方針
	5月21日	要領制定	栃木市都市計画マスタープラン策定委員会設置要領制定
	6月3日	市議会	改訂版策定の基本方針
	6月26日	岩舟地域会議	改訂版策定の基本方針
	7月10日	第1回作業部会	改訂版第1章~第4章の内容
	7月29日	第1回策定委員会	
	9月7日	第2回作業部会	改訂版第5章~第7章、改訂版全編のとりまとめ
	9月28日	第2回策定委員会	
	10月22日	庁議付議	改訂版全編
	10月30日	議員研究会	改訂版全編
	11月26日	岩舟地域会議	改訂版全編に対する意見等
	11月26日 ~12月25日	パブリックコメント	改訂版全編に対する意見等
平成28年1月29日	都市計画審議会	改訂版全編に対する意見等	

2. 栃木市の現況

(1) 位置・地勢等

① 位置

県の南部に位置し、小山市・下野市・壬生町・鹿沼市・佐野市・野木町・群馬県板倉町・茨城県古河市・埼玉県加須市と接しています。行政区域面積は331.50km²です。

東北縦貫自動車道と北関東自動車道が交差する広域交通の要衝にあります。

鉄道はJR両毛線・東武日光線・東武宇都宮線の3路線が通り、特に東武日光線により各地域が南北に結ばれているのが特徴です。

② 地勢等

市域の北部・東部・南部は関東平野に連なる平坦地が広がり、北部から西部にかけては足尾山地に連なる山地となっています。

気候は温暖で、台風・洪水・地震等の自然災害が少ないという特性を有しています。

【広域的位置図】



(2) 人口 (各項目の傾向は、各種統計調査に基づいています)

① 人口・世帯数

総人口は緩やかな減少傾向にあり、平成22年で164,024人となっています。

栃木地域・都賀地域・西方地域・藤岡地域・岩舟地域は減少、大平地域は増加傾向を示しています。

世帯数は、市全域・地域別ともに増加傾向にあり、平成22年で56,489世帯となっています。

② 年齢別人口

年少人口、生産年齢人口は減少傾向に、老年人口は、増加傾向にあります。

平成22年の栃木市の老年人口割合は25%で、本市の高齢化は県平均より進行しています。

③ 就業人口

就業人口の総数は平成7年をピークに減少傾向が続き、産業別の就業割合をみると第三次産業が主体となっています。

④ 通勤・通学の流入

合併以前より、小山市・佐野市・壬生町等、隣接市町との関わりが強くなっています。栃木地域では、宇都宮市との関わりも強くなっています。本市への流入が多いのは小山市・佐野市で、本市からの流出が多いのは小山市・宇都宮市・佐野市となっています。

(3) 産業（各項目の傾向は、各種統計調査に基づいています）

① 農業

米・麦をはじめ、イチゴ・ぶどう等の果樹、にら・トマト等の野菜が主要作目です。総農家数は減少傾向にあるものの、野菜産出額は増加しています。

② 工業

工業は、製造業を中心に発達し、機械や食品をはじめとする特色ある企業が集積・立地しています。

事業所数や従業者数は減少傾向にあるものの、年間製造品出荷額は増加傾向にあります。

③ 商業

商業は、栃木駅周辺を中心に古くからの商業拠点が形成される一方、近年においては、栃木環状線沿線を中心に商業地の郊外化が進んでいます。

なお、事業所数、従業員数、年間商品販売額ともに、減少傾向にあります。

④ 観光

観光客は、400万人～600万人の間で増減を繰り返しています。東日本大震災が発生した平成23年に大きく減少したものの、以降は500万人台に回復しています。

(4) 都市計画の状況（平成28年3月）

【土地利用】

〔区域区分〕 *人口は平成22年国勢調査（10月1日現在）

小山栃木 都市計画区域	都市計画 区域の指定日	都市計画区域 最終変更日	都市計画区域			市街化区域 面積 (ha)	調整区域 面積 (ha)
			区域	面積 (ha)	人口 (千人)		
栃木市	S11. 4. 13	S45. 8. 4	全部	29,950	157. 4	3,371. 7	26,578. 3
(旧栃木市)	S11. 4. 13	S45. 8. 4	全部	12,203	—	1,721. 7	10,481. 3
(旧大平町)	S11. 4. 13	S45. 8. 4	全部	3,979	—	749	3,230
(旧藤岡町)	S45. 8. 4	S45. 8. 4	全部	6,043	—	234	5,809
(旧都賀町)	S11. 4. 13	S45. 8. 4	全部	3,051	—	278	2,773
(旧岩舟町)	S40. 8. 11	S45. 8. 4	全部	4,674	—	389	4,285

西 方 都市計画区域	都市計画 区域の指定日	都市計画区域 最終変更日	都市計画区域			用途地域 面積 (ha)	用途白地地域 面積 (ha)
			区域	面積 (ha)	人口 (千人)		
栃木市	S50. 7. 1	S50. 7. 1	全部	3,200	6. 5	140. 5	3,059. 5
(旧西方町)	S50. 7. 1	S50. 7. 1	全部	3,200	6. 5	140. 5	3,059. 5

〔用途地域〕

小山栃木都市計画区域	容積率・建ぺい率	高さの制限	壁面の後退	面積 (ha)	
第一種低層住居専用地域	60/40	10m	—	313.8	9.3%
	80/50	10m	—	21.8	0.7%
第二種低層住居専用地域	—	—	—	0.0	—
第一種中高層住居専用地域	200/60	—	—	337.7	10.0%
第二種中高層住居専用地域	200/60	—	—	21.4	0.6%
第一種住居地域	200/60	—	—	1,560.4	46.3%
第二種住居地域	200/60	—	—	16.0	0.5%
準住居地域	200/60	—	—	64.1	1.9%
近隣商業地域	200/80	—	—	67.2	2.0%
商業地域	400/80	—	—	63.4	1.9%
準工業地域	200/60	—	—	377.0	11.2%
工業地域	200/60	—	—	277.9	8.2%
工業専用地域	200/60	—	—	251.0	7.4%
計				3,371.7	100.0%

西方都市計画区域	容積率・建ぺい率	高さの制限	壁面の後退	面積 (ha)	
第一種低層住居専用地域	—	—	—	0.0	—
第二種低層住居専用地域	—	—	—	0.0	—
第一種中高層住居専用地域	—	—	—	0.0	—
第二種中高層住居専用地域	—	—	—	0.0	—
第一種住居地域	200/60	—	—	54.0	38.4%
第二種住居地域	—	—	—	0.0	—
準住居地域	—	—	—	0.0	—
近隣商業地域	300/80	—	—	4.0	2.9%
商業地域	—	—	—	0.0	—
準工業地域	—	—	—	0.0	—
工業地域	—	—	—	0.0	—
工業専用地域	200/60	—	—	82.5	58.7%
計				140.5	100.0%

〔その他〕（いずれも小山栃木都市計画区域）

区分	決定日	最終変更日	面積(最終)	備考
特別用途地区 栃木環状線沿道サービス 特別用途地区	S51.3.1	H12.1.11	115.1ha	
準防火地域	S51.3.16	H14.4.1	87.6ha	
風致地区	S14.4.27	H18.7.18	425.05ha	太平山：422.55ha (うち市街化区域：5.3ha) 錦着山：2.5ha
伝統的建造物群保存地区	H24.3.23	-	9.6ha	嘉右衛門町地区

【都市施設】

〔道路〕（小山栃木都市計画区域）

名称（番号・路線名）	決定権者	最終変更年月日 （当初決定）	延長（m） （栃木市分延長）	車線の数	幅員 （m）	備考	
1・3・1	北関東横断道路	県	H13. 1. 19(S63. 4. 8)	4,770	4	23.5	
1・3・2	北関東横断道路	県	H13. 1. 19(H3. 2. 8)	1,070	4	23.5	
3・3・1	新50号線	県	H13. 1. 19(S19. 5. 13)	21,400(10,760)	4	25.5	
3・3・3	小山栃木都賀線	県	H25. 8. 2(H10. 4. 17)	16,400(10,200)	4	28.0	
3・3・201	新栃木尻内線	県	H13. 1. 19(S13. 4. 27)	5,670	2	26.5	新栃木駅付近に駅前広場：約2,450㎡
3・4・1	栃木藤岡線	県	H13. 1. 19(S39. 3. 28)	18,300(17,430)	4	20.0	
3・4・201	沼和田川原田線	県	H13. 1. 19(S40. 3. 31)	5,310	2	20.0	
3・4・202	樋ノ口河合線	県	H13. 1. 19(S40. 3. 31)	3,550	2	16.0	
3・4・203	今泉泉川線	県	H25. 8. 2(S13. 4. 27)	3,990	2	16.0	
3・4・204	沼和田合戦場線	市	H13. 1. 19(S13. 12. 22)	5,390	2	16.0	
3・4・205	栃木駅南口線	県	H13. 1. 19(S13. 4. 27)	1,330	2	16.0	沼和田町地内に栃木駅南口駅前広場：約4,000㎡
3・4・206	平柳城内線	県	H13. 1. 19(S13. 4. 27)	1,790	2	18.0	
3・4・207	農業会館通り	県	H13. 1. 19(S13. 4. 27)	1,780	2	18.0	
3・4・208	富士見町線	市	H13. 1. 19(S13. 4. 27)	580	2	18.0	
3・4・209	新栃木駅東口線	市	H13. 1. 19(S47. 10. 3)	1,260	2	16.0	平柳町地内に新栃木駅東口駅前広場：約3,150㎡
3・4・210	日ノ出錦町線	県	H13. 1. 19(S12. 10. 14)	1,470	2	16.0	万町交番前交差点より東側は幅員15m
3・4・211	野州平川駅前線	市	H13. 1. 19(S40. 3. 31)	430	2	16.0	大宮町地内に駅前広場：約2,000㎡
3・4・212	栃木駅東通り	県	H13. 1. 19(H1. 7. 21)	880	2	16.0	
3・4・213	城内町通り	市	H13. 1. 19(H4. 1. 31)	610	2	16.0	
3・4・214	境町菌部線	市	H13. 1. 19(S40. 3. 31)	1,490	2	20.0	
3・4・215	公園南口線	市	H13. 1. 19(H5. 6. 1)	410	2	20.0	
3・4・216	栃木大通り	県	H13. 1. 19(S13. 4. 27)	3,960	2	18.0	河合町字五反田地内に栃木駅北口駅前広場：約6,900㎡
3・4・301	合戦場駅前通り	市	H13. 1. 19(S20. 3. 29)	620	2	16.0	都賀町合戦場地内に合戦場駅前広場：約2,000㎡
3・4・302	家中駅前通り	市	H13. 1. 19(S40. 3. 31)	390	2	16.0	都賀町家中地内に家中駅前広場：約1,000㎡
3・4・303	家中原宿東西線	市	H13. 1. 19(H3. 2. 22)	1,910	2	16.0	
3・4・304	産文通り線	市	H13. 1. 19(H3. 2. 22)	1,490	2	16.0	
3・4・305	家中駅西通り線	市	H13. 1. 19(H3. 2. 22)	530	2	16.0	都賀町家中地内に家中駅前広場：約1,000㎡
3・4・401	大平中央線	県	H13. 1. 19(S40. 3. 31)	5,340	2	16.0	
3・4・402	新大平下駅前線	市	H26. 7. 18(S40. 3. 31)	220	2	16.0	大平町富田地内に新大平下駅前広場：約2,000㎡
3・4・403	大平下駅前線	市	H26. 7. 18(S40. 3. 31)	150	2	16.0	大平町富田地内に大平下駅前広場：約1,950㎡
3・4・404	大平町役場通り	県	H13. 1. 19(S40. 3. 31)	1,800	2	16.0	
3・4・405	富田西野田線	県	H13. 1. 19(S40. 3. 31)	2,040	2	16.0	
3・4・601	藤岡中央通り	県	H13. 1. 19(S47. 10. 3)	4,600	2	16.0	
3・4・602	館林通り	県	H13. 1. 19(S47. 10. 3)	1,240	2	16.0	
3・4・603	藤岡駅前通り	県	H13. 1. 19(S47. 10. 3)	660	2	18.0	藤岡町藤岡地内に藤岡駅前広場：約2,000㎡

名称(番号・路線名)	決定権者	最終変更年月日 (当初決定)	延長(m) (栃木市分延長)	車線の数	幅員 (m)	備考
3・5・201	樋ノ口沼和田線	市	H13. 1. 19(S40. 3. 31)	1,580	2	12.0
3・5・202	公園通り線	市	H13. 1. 19(S50. 3. 4)	1,800	2	15.0
3・5・203	栃木駅西通り	市	H13. 1. 19(H4. 1. 31)	520	2	12.0
3・5・204	公園前中通り	市	H13. 1. 19(H5. 6. 1)	1,050	2	12.0
3・5・301	大橋家中線	県	H13. 1. 19(S63. 4. 8)	1,680	2	12.0
3・5・401	大平北通り	市	H13. 1. 19(S47. 9. 30)	1,380	2	15.0
3・5・402	牛久川連線	市	H13. 1. 19	1,790	2	12.0
3・5・601	城山通り	市	H13. 1. 19(S47. 10. 3)	940	2	12.0
3・5・602	藤岡西通り	市	H13. 1. 19(S47. 10. 3)	1,390	2	12.0
7・6・201	高架北2号線	市	H13. 1. 19(H4. 1. 31)	440	2	9.0
7・6・202	高架北3号線	市	H13. 1. 19(H4. 1. 31)	1,140	2	9.0
7・7・201	高架北1号線	市	H4. 1. 31	590	—	6.0
7・7・202	高架南1号線	市	H4. 1. 31	420	—	6.0
7・7・203	高架南2号線	市	H4. 1. 31	230	—	6.0
8・7・201	巴波川綱手道	市	H4. 1. 31	820	—	5.5 自転車歩行者専用道路
8・7・202	神明宮定願寺線	市	H4. 1. 31	630	—	6.0 自転車歩行者専用道路
計	51路線			139,230(121,520)		

〔道路〕(西方都市計画区域)

名称(番号・路線名)	決定権者	最終変更年月日 (当初決定)	延長(m) (栃木市分延長)	車線の数	幅員 (m)	備考
3・3・1	亀和田栃木 バイパス	県	H13. 1. 19(S56. 12. 11)	2,700	4	25.0
3・4・1	駅東通り	県	H13. 1. 19(S56. 12. 11)	80	2	16.0 西方町金崎字出林地内に東武金崎駅前広場: 約1,200㎡
3・4・2	駅西通り	市	H13. 1. 19(S56. 12. 11)	710	2	16.0 西方町金崎字出林地内に東武金崎駅前広場: 約1,200㎡
3・5・1	国道293号線 西方バイパス	県	H13. 1. 19(S56. 12. 11)	3,400	2	25.0
3・5・3	亀和田栃木線	県	H13. 1. 19(S56. 12. 11)	2,940	2	12.0
計	5路線			9,830		

〔都市高速鉄道〕(小山栃木都市計画区域)

名称 (番号・路線名)	起点	終点	主な経過地	延長(m)	決定年月日
1 東日本旅客鉄道 両毛線	小山市大字松沼 字板橋	栃木市大平町 下皆川字長橋	栃木市沼和田町 字五反田	8,870	H4. 1. 31
	内訳	小山市 約 1,110m 栃木市 約 7,760m 嵩上区間 約 1,620m			
2 東武鉄道日光線	栃木市大平町 富田字永宮	栃木市今泉町 2丁目字米附道	栃木市沼和田町 字五反田	6,910	H4. 1. 31
	内訳	栃木市 約 6,910m 嵩上区間 約 2,200m			
計	2路線			15,780	

〔公園〕（小山栃木都市計画区域）

名称 (番号・公園名)	種別	位置	計画 面積 (ha)	供用 面積 (ha)	最終変更 年月日	備考
2・2・201	瀬戸河原公園	街区 境町地内	0.15	0.15	S48.7.17	当初 S41.3.14
2・2・202	うずま公園	街区 室町地内	0.26	0.26	S49.4.1	
2・2・203	栃木城址公園	街区 城内町1丁目地内	0.36	0.36	S49.4.1	
2・2・204	芝塚山公園	街区 片柳町1丁目地内	0.54	0.54	S59.10.16	
2・2・205	くすのき公園	街区 片柳町2丁目地内	0.27	0.27	S62.10.31	
2・2・206	なかよし公園	街区 片柳町4丁目地内	0.20	0.20	S62.10.31	
2・2・207	いずみ公園	街区 片柳町2丁目地内	0.23	0.23	S62.10.31	
2・2・208	とちのき公園	街区 平柳町3丁目地内	0.27	0.27	H4.3.26	当初 S62.10.31
2・2・209	円通寺前公園	街区 城内町2丁目地内	0.40	0.40	S62.10.31	
2・2・210	さつき公園	街区 平柳町3丁目地内	0.30	0.30	H4.3.26	
2・2・211	げんき公園	街区 新井町地内	0.22	0.22	H4.3.26	
2・2・212	けやき公園	街区 新井町地内	0.24	0.24	H4.3.26	
2・2・213	さくら公園	街区 新井町地内	0.20	0.20	H4.3.26	
2・2・214	えきまえ公園	街区 境町地内	0.34	0.34	H14.3.25	
2・2・215	のなか東公園	街区 野中町地内	0.10	0.10	H14.3.25	
2・2・401	熊野児童公園	街区 富田字栄町地内	0.25	0.25	S48.7.17	当初 S43.8.22
2・2・402	稲荷児童公園	街区 富田字栄町地内	0.22	0.22	S48.7.17	当初 S43.8.22
2・2・403	昭和第1児童公園	街区 蔵井字駅東地内	0.26	0.26	S48.12.11	
2・2・404	昭和第2児童公園	街区 富田字駅東地内	0.28	0.28	S48.12.11	
2・2・405	昭和第3児童公園	街区 下皆川字駅東地内	0.23	0.23	S48.12.11	
2・2・406	榎本児童公園	街区 榎本字西城地内	0.16	0.16	S53.12.23	
2・2・407	下町児童公園	街区 富田字前谷地内	0.09	0.09	S54.2.13	
2・2・408	伯仲児童公園	街区 伯仲上赤津地内	0.07	0.07	S54.10.24	
2・2・409	磯山児童公園	街区 真弓字山ノ下地内	0.14	0.14	S55.12.5	
2・2・410	庚塚児童公園	街区 西水代字祇園地内	0.06	0.06	S55.12.5	
2・2・411	下町第2児童公園	街区 富田字新田地内	0.13	0.13	S55.12.5	
2・2・412	上町児童公園	街区 富田字永宮地内	0.11	0.11	S57.10.19	
2・2・601	松葉児童公園	街区 藤岡字松葉地内	0.28	0.28	S50.12.8	
2・2・602	新町児童公園	街区 藤岡字新町地内	0.16	0.16	S53.3.13	
2・2・603	上町児童公園	街区 藤岡字上町地内	0.19	0.19	S55.8.1	当初 S54.12.11
2・2・604	大崎児童公園	街区 大前字磯城ノ宮地内	0.22	0.22	S56.12.9	
2・2・605	富吉児童公園	街区 富吉字薬師前地内	0.17	0.17	S57.2.19	
2・2・606	都賀児童公園	街区 都賀字天神地内	0.20	0.20	S60.10.8	
2・2・607	底谷児童公園	街区 藤岡字天神下地内	0.16	0.16	S60.10.8	
2・2・608	新町西児童公園	街区 藤岡字新町地内	0.12	0.12	H2.11.28	
2・2・501	小山公園	街区 豊岡字小山地内	0.69	0.69	S51.7.14	
計		36箇所	8.27	8.27		

名 称 (番号・公園名)		種別	位 置	計 画 面 積 (ha)	供 用 面 積 (ha)	最終変更 年 月 日	備 考
3-2-201	第 二 公 園	近隣	旭 町 地 内	0.90	0.90	S48.7.17	当初 S28.3.31
3-3-202	錦 着 山 公 園	近隣	箱 森 町 地 内	2.5	2.5	H18.7.18	当初 S42.4.5
3-3-203	箱 森 北 公 園	近隣	箱 森 町 地 内	1.0	1.0	H14.3.25	
3-2-401	中 央 公 園	近隣	富 田 字 駅 東 地 内	0.81	0.81	S48.12.5	
3-3-301	ファミリーパーク	近隣	白 久 保 地 内	3.2	3.2	H8.12.24	当初 H5.1.20
計		5 箇所		8.41	8.41		
6-5-201	栃 木 市 総合運動公園	運動	川原田町及び野中町地内	36.9	36.9	S56.11.6	当初 S50.3.4
6-5-401	栃木磯山公園	運動	蔵井及び真弓地内	18.2	14.0	S56.11.6	当初 S23.4.22
計		2 箇所		55.1	50.9		
7-4-201	太平山風致公園	特殊	平 井 町 地 内	8.2	4.1	S56.11.6	当初 S48.4.10
計		1 箇所		8.2	4.1		
9-6-1	県南大規模公園	広域	大 田 和 地 内	47.8	47.4	H10.4.17	当初 S63.1.5 面積は旧藤岡町分
			下 津 原 地 内	41.6	41.6	H10.4.17	当初 S63.1.5 面積は旧岩舟町分
計		1 箇所		89.4	89.0		
合計		45 箇所		169.38	160.68		

〔公園〕（西方都市計画区域）

名 称 (番号・公園名)		種別	位 置	計 画 面 積 (ha)	供 用 面 積 (ha)	最終変更 年 月 日	備 考
5-5-1	西方総合公園	総合	本 城 地 内	14.4	14.4	H7.5.1	当初 S53.7.18
計		1 箇所		14.4	14.4		

〔緑地〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・緑地名)		位 置		計 画 面 積 (ha)	供 用 面 積 (ha)	最終変更 年 月 日	備 考
2	渡 良 瀬 緑 地	藤 岡 地 内 、 そ の 他		966.8	966.8	H3.8.2	当初 H2.9.11
3	永野川緑地公園	岩出町・大皆川町・泉川町地内		26.2	26.2	H10.11.6	
計	2 箇所			993.0	993.0		

〔墓園〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・墓園名)		位 置		計画面積 (ha)	最終変更 年 月 日	備 考
2-1	栃木市聖地公園	皆川城内町・宮町地内		10.9	H16.4.30	当初 S54.3.1
1	都賀町聖地公園	木 地 内		12.7	H22.3.23	当初 S63.1.5
計	2 箇所			23.6		

【供給処理施設等】

〔流域下水道〕

宇→宇都宮都市計画区域 小栃→小山栃木都市計画区域 西→西方都市計画区域

名称	排水区域 (接続する下水道)	下水管渠	処理場敷地面積(m ²)	ポンプ場	最終変更年月日
巴波川	宇：壬生町公共下水道 小栃：栃木公共下水道 小栃：都賀町公共下水道 小栃：大平町公共下水道 西：西方公共下水道	巴波川幹線	約 109,360	0	H6.4.12 (当初 S52.12.16)
		思川幹線			
		放流渠			
渡良瀬川下流域下水道 (大岩藤処理区)	小栃：大平町公共下水道 小栃：岩舟町公共下水道 小栃：藤岡公共下水道	大岩藤幹線	約 42,200	2	H11.1.18 (当初 S63.1.5)
		放流管渠			
計	2箇所		約 151,560	2	

〔公共下水道〕(小山栃木都市計画区域)

名称	排水区域面積	最終変更年月日	備考
栃木公共下水道	1,587ha	H16.7.1 (当初 S48.3.31)	排水区域内整備済面積：1,244.9ha 栃木地域全体計画面積：2,049.0ha 上記区域の整備済面積：1,287.7ha 普及率(人口比)：62.3%(H27.3.31現在)

名称	排水区域面積	最終変更年月日	備考
大平町公共下水道	585ha	H20.8.29 (当初 H1.7.13)	排水区域内整備済面積：405.6ha 大平地域全体計画面積：747.0ha 上記区域の整備済面積：409.9ha 普及率(人口比)：48.7%(H27.3.31現在)

名称	排水区域面積	最終変更年月日	備考
藤岡公共下水道	234ha	H22.2.17 (当初 S63.10.11)	排水区域内整備済面積：200.0ha 藤岡地域全体計画面積：489.0ha 上記区域の整備済面積：291.6ha 普及率(人口比)：50.6%(H27.3.31現在)

名称	排水区域面積	最終変更年月日	備考
都賀町公共下水道	278ha	H6.4.12 (当初 S54.2.20)	排水区域内整備済面積：206.3ha 都賀地域全体計画面積：466.0ha 上記区域の整備済面積：258.3ha 普及率(人口比)：55.0%(H27.3.31現在)

名称	排水区域面積	最終変更年月日	備考
岩舟町公共下水道	377ha	H4.10.27 (当初 S63.10.11)	排水区域内整備済面積：319.3ha 岩舟地域全体計画面積：600.0ha 上記区域の整備済面積：320.5ha 普及率(人口比)：53.0%(H27.3.31現在)

〔公共下水道〕(西方都市計画区域)

名称	排水区域面積	最終変更年月日	備考
西方町公共下水道	58ha	S54.12.15	排水区域内整備済面積：51.0ha 西方地域全体計画面積：145.4ha 上記区域の整備済面積：124.3ha 普及率(人口比)：37.9%(H27.3.31現在)

〔汚物処理場〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・処理場名)		位 置	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	最終変更 年月日	備 考
1	栃木地区衛生施設組合 し尿処理場	栃木城内欠の下地内	1.4	1.4	S41.10.22	
計	1箇所		1.4	1.4		

〔ごみ焼却場〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・焼却場名)		位 置	計画面積 (㎡)	供用面積 (㎡)	最終変更 年月日	備 考
2-1	とちぎクリーンプラザ	梓町・尻内町地内	52,000	52,000	H21.11.10	当初 S51.10.25
1	南部清掃工場	三谷地内	24,800	24,800	S60.12.6	
計	2箇所		76,800	76,800		

〔河川〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・河川名)	位 置		区 域		最終変更 年月日	備 考
	起 点	終 点	幅 員	延 長		
1	渡良瀬川	藤岡町下宮	藤岡町藤岡	230~1,121m	約9,200m	H1.2.25
計	1箇所				約9,200m	

〔火葬場〕（小山栃木都市計画区域）

名 称 (番号・火葬場名)		位 置	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	最終変更 年月日	備 考
1	栃木市火葬場	平井町字永長入地内	0.76	0.76	S50.6.28	火葬炉4基
計	1箇所		0.76	0.76		

【市街地開発事業】

〔土地区画整理事業〕（小山栃木都市計画区域：都市計画決定したもの）

地区名	施行者	計画決定		当初認可公告		施行年度	換地処分 公告日
		面積(ha)	年月日	面積(ha)	年月日		
平柳北部	市	18.8	S60.5.1	18.8	S60.10.16	S60～H4	H5.3.16
栃木駅前	市	7.3	H1.7.21	7.3	H1.12.13	H1～H19	H14.10.1
栃木駅南	市	10.5	H2.8.10	10.5	H3.1.10	H2～H15	H11.1.19
運動公園前	組合	34.7	H5.6.1	34.5	H6.3.1	H5～H15	H13.12.14
栃木駅前第2	市	5.6	H11.3.23	5.6	H12.3.9	H11～H18	H18.12.8
新大平下駅前	市	50.3	S39.11.25	16.0	S40.3.10	S39～S43	S44.3.18
				5.3	H27.5.25		
JR大平下駅前	市	12.4	H17.1.14	12.4	H17.9.8	H17～H25	H25.12.6
栃木藤岡バイパス 下皆川・富田	組合	29.8	H19.8.7	27.8	H19.9.25	H19～H29	
				2.0	H20.9.26		
合戦場・升塚西部	組合	18.1	H5.6.1	18.0	H6.1.18	H5～H22	H18.3.10
中久保	組合	14.3	H7.4.7	14.3	H8.1.5	H7～H19	H18.2.10
千塚町上川原	市	36.7	H26.9.19	36.7	H26.11.20	H26～H32	
合計	11	238.5		203.9			

〔土地区画整理事業〕（小山栃木都市計画区域：都市計画決定以外のもの）

地区名	施行者	計画決定		当初認可公告		施行年度	換地処分 公告日
		面積(ha)	年月日	面積(ha)	年月日		
片柳	組合	—	—	20.2	S58.11.11	S58～S62	S62.5.1
新井	組合	—	—	21.3	S63.3.15	S62～H3	H3.7.2
大森	組合	—	—	24.6	H5.12.7	H5～H13	H8.9.3
平柳北部第2	組合	—	—	2.7	H7.3.24	H6～H10	H9.1.17
箱森東部	組合	—	—	4.2	H10.12.22	H10～H13	H13.9.28
栃木駅南第2	組合	—	—	4.2	H14.3.26	H13～H16	H17.2.4
箱森小平	組合	—	—	3.1	H16.7.27	H16～H19	H20.1.18
箱森西部	組合	—	—	8.3	H20.11.26	H20～H27	H27.7.14
新大平下駅東部	組合	—	—	52.5	S46.7.29	S46～S55	S49.12.10
西水代第一	組合	—	—	10.3	S61.7.18	S61～H5	H4.5.15
西野田南部	組合	—	—	8.3	H2.7.27	H2～H7	H7.2.10
西水代第二	組合	—	—	4.0	H14.3.1	H13～H17	H17.11.11
松葉	組合	—	—	9.5	S49.12.20	S49～S52	S52.6.24
荒立	組合	—	—	7.7	S59.3.21	S58～S62	S61.12.2
新町西	組合	—	—	3.8	S63.3.15	S62～H3	H4.1.28
荒立北	組合	—	—	10.9	H8.7.30	H8～H28	H24.11.9
岩舟工業団地	県公社	—	—	27.3	S46.9.27	S46～S47	S48.2.17
合計	17			222.9			
総合計	28	238.5		426.8			

【地区計画】

(小山栃木都市計画区域)

地区名	位置	面積	決定年月日	市街化調整区域	備考
栃木駅前	境町字五反田の全部並びに字大道、字曲り松及び字境ノ内の各一部並びに河合町字曲り松、字五反田、字新田前、字河合町及び字境ノ内の各一部	約 7.3ha	H8.10.1		
栃木駅南	沼和田町字五味作、字柿木町、字五反田、字上広及び字奉行塚の各一部	約 10.5ha	H8.10.1		
運動公園前	野中町、川原田町及び箱森町の各一部	約 33.2ha	H9.7.1		
惣社東産業団地	惣社町の一部	約 23.2ha	H16.12.27		当初決定 H12.10.10
栃木駅前第2	境町字大道及び字曲り松の各一部 沼和田町字柿木町、字五反田、字上廣、字奉行塚、字新田前、字愛宕及び字与惣浦の各一部 河合町字五反田、字新田前、字与惣浦及び字河合町の各一部	約 5.6ha	H14.4.1		
皆川城内工業地	皆川城内町字新町の一部	約 3.8ha	H15.4.1	○	
四季の森とちぎ	国府町字羽黒の一部	約 7.0ha	H27.1.30	○	当初決定 H15.4.1
箱森小平	箱森町及び小平町の各一部	約 3.1ha	H17.4.1		
皆川城内産業団地	皆川城内町字新町裏の一部	約 4.9ha	H20.1.11	○	
蔵の街大通り倭町一丁目東側商家群	倭町地内	約 0.6ha	H20.4.1		
箱森西部	箱森町の一部	約 8.6ha	H21.11.6		
大平みずほ企業団地	横堀字みずほの全部、下高島字百目貫の一部	約 11.4ha	H17.1.14	○	
JR大平下駅前地区	富田字新町、字石川、字田宿、字上沼、字峰前、字城ノ内の各一部	約 12.4ha	H19.8.7		
下皆川・富田地区	下皆川字上寺前、字壺町田、字蔵前、字下田、字長橋及び字川谷の各区域の一部 富田字芋内、字石川及び字星ノ宮の各区域の一部	約 29.8ha	H25.3.8		当初決定 H19.8.7
中根産業団地	富吉字西原、中根字西原の各一部	約 6.4ha	H23.11.15	○	当初決定 H20.6.10
都賀インターチェンジ北地区	家中字山ノ神、字石堂の各一部	約 2.8ha	H21.5.1	○	
栃木駅南部地区	牛久及び川連の各区域の一部	約 3.4ha	H25.6.10	○	
千塚産業団地	千塚町及び尻内町の各一部	約 36.7ha	H26.9.19		
静戸中央西地区	静戸字鑑ヶ淵、字原、字谷、字土俵場、字東及び字西ノ谷の各一部	約 9.4ha	H28.2.10	○	
合計	19地区	約 220.1ha			

(西方都市計画区域)

地区名	位置	面積	決定年月日	市街化調整区域	備考
宇都宮西中核工業団地	本城字竈沢、字大沢、字小沢、字二反田、字行人塚、字指合、字小倉、字管の沢、字柳沢、字狐久保、字長坂及び字天神川原	約 83.4ha	H16.1.8		当初決定 H6.2.1
合計	1地区	約 83.4ha			

(5) 上位計画：『栃木市総合計画《改訂版》：基本構想』（平成27年3月）

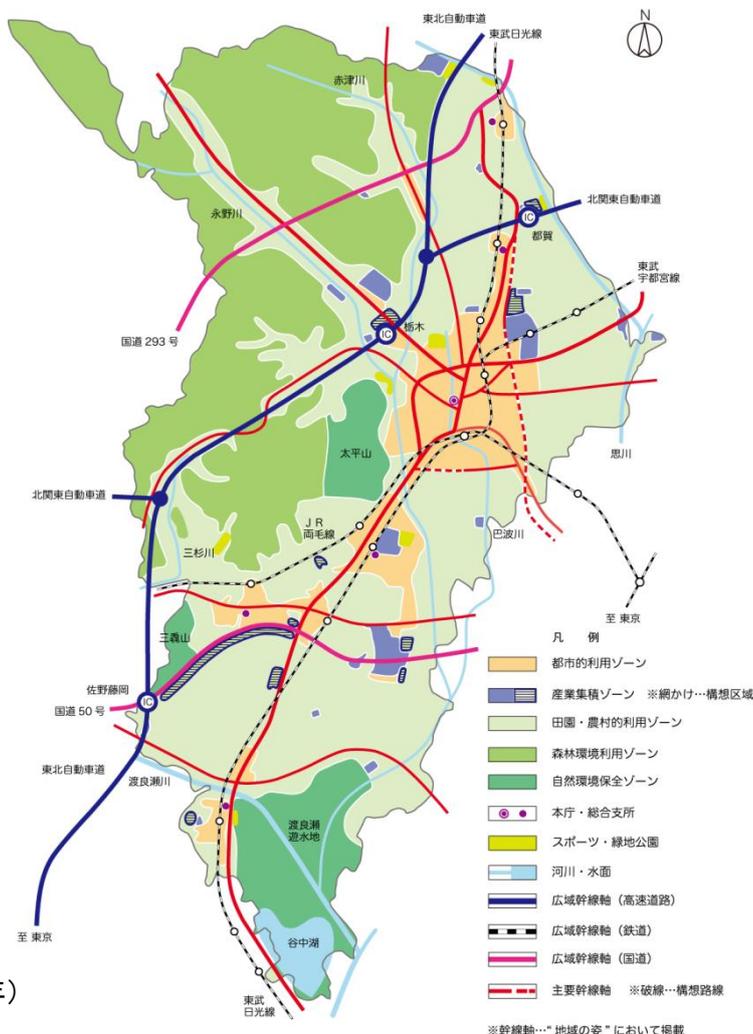
① 栃木市の将来像

- 将来都市像 “自然” “歴史” “文化” が息づき “みんな” が笑顔のあったか 栃木市
- キャッチフレーズ 『 来て・観て・住んで ホット あったか “とちぎ” 』

② 土地利用構想

- **都市的利用ゾーン**：都市基盤施設整備や都市機能集積を図り居住環境の形成に努める区域。
- **産業集積ゾーン**：産業・物流等の企業立地の調整・誘導を図る区域。
- **田園・農村的利用ゾーン**：農業活性化の環境整備に努め、既存環境の維持・向上を図る区域。
- **森林環境利用ゾーン**：森林の保全を基本とし、里山環境を活かした利活用を検討する区域。
- **自然環境保全ゾーン**：湿地環境や優れた自然の保全を図り、自然体験・学習の場の整備を検討する区域。
- **広域幹線軸（高速道路・鉄道）**：広域的な都市間の連絡を担う高規格路線及び鉄道。
- **広域幹線軸（国道）**：広域的な都市間の連絡を担う路線。
- **主要幹線軸**：隣接市町との連絡や栃木市街地の環状機能を担う路線。
- **幹線軸**：都市の骨格を形成し市内各地域間の連絡を担う路線。

【土地利用構想図】



③ まちづくり人口の目標値（平成34年）

- [定住人口] 152,000人
- [交流人口] 36,000人 * 1日当たり

④ まちづくりの基本方針（抜粋）

● 心地よく暮らせるまちづくり

良質な住環境形成、生活基盤整備、商業環境形成、産業基盤整備、情報通信環境整備、公共交通機関充実、美しい街並み形成等により、誰もが心地よく、安らぎを感じながら、満足して住み続けることのできるまちづくりを進めます。

● 安全安心で快適に暮らせるまちづくり

災害に強い都市環境の形成、防犯・防災体制の強化等により、市民の生命・財産を守ることのできるまちづくりを進めます。

● いきいきと働き賑わいのあるまちづくり

地域資源や立地特性を活かした産業の振興、新たな産業基盤の整備による雇用の創出、企業の誘致、地域交流を活発化させる魅力ある観光推進等により、地域経済が元気になり、人々がいきいきと働くことのできるまちづくりを進めます。

3. 市民アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

- 調査対象：18歳以上の市民5,000人（無作為抽出による）
- 調査方法：郵送による配付・回収
- 調査期間：平成24年10月24日（水）～平成24年11月5日（月）
- 回収状況：配付数5,000票・回答数1,689票（回答率は33.8%）

(2) 調査結果の概要

① 永住意向

- 「ずっと住み続けたい」「できれば住み続けたい」を合わせると、8割弱の人が「住み続けたい」と回答しており、永住意向が非常に高い結果となっています。
- 年齢が上がるとともに永住意向が強くなっているのが特徴で、50歳代では約5割、60歳代では約7割、70歳代以上では約8割の人が「ずっと住み続けたい」と回答しています。

② 愛着度

- 「とても愛着を感じる」「少し愛着を感じる」を合わせると、8割弱の人が「愛着がある」と回答しており、愛着度が非常に高い結果となっています。
- 年齢別では10歳代から30歳代までは年齢が上がるとつれ低くなり、30歳代以上では年齢が上がるとつれ高くなっています。

③ 生活環境の満足度

- 全体として満足度の高いものは、「自然や緑の豊かさ・美しさ」「上水道など給水施設の整備状況」「通勤・通学の便利さ」で、満足度が低いものは、「バス利用のしやすさ」「就業環境としての機会や魅力」となっています。

【地域別クロス集計】

	市全体	1. 栃木地域	2. 大平地域	3. 藤岡地域	4. 都賀地域	5. 西方地域
1) 通勤・通学の便利さ	③ 3.29	△ ① 3.48	③ 3.45	▼ 2.60	3.26	3.03
2) 買い物の便利さ	3.19	③ 3.41	△ ② 3.50	▼ 2.37	3.04	2.74
3) 通院のしやすさ	3.06	△ 3.32	3.11	▼ ③ 2.21	3.03	2.95
4) 身近な生活道路の整備状況	3.04	3.01	△ 3.29	▼ 2.55	3.17	3.23
5) 幹線道路の整備状況	3.14	3.20	△ 3.32	▼ 2.75	3.06	3.16
6) 歩行者や自転車の安全性	③ 2.50	① 2.44	③ 2.65	▼ 2.31	③ 2.56	△ 2.67
7) 鉄道利用のしやすさ	2.75	△ 2.87	2.80	▼ 2.29	2.82	2.55
8) バス利用のしやすさ	① 2.44	2.51	△ ① 2.52	▼ ② 2.15	① 2.44	① 2.29
9) 身近な公園の利用のしやすさ	2.68	2.71	△ 2.94	▼ 2.39	2.65	③ 2.40
10) 自然や緑の豊かさ・美しさ	① 3.57	▼ ② 3.44	① 3.71	① 3.68	① 3.50	△ ① 3.94
11) 水辺の親しみやすさ・水のきれいさ	2.97	▼ 2.91	2.94	▼ 2.91	2.96	△ 3.51
12) まちなみの美しさや雰囲気	3.00	3.03	△ 3.15	▼ 2.66	2.99	3.12
13) 上水道など給水施設の整備状況	② 3.40	3.40	③ 3.37	▼ ③ 3.11	② 3.47	△ ② 3.84
14) 下水道など排水施設の整備状況	3.16	3.13	3.21	▼ 2.87	3.18	△ ③ 3.60
15) 公共施設の利用のしやすさ	3.00	3.02	3.15	▼ 2.60	3.02	△ 3.16
16) 医療・福祉施設の利用のしやすさ	2.97	3.06	3.05	▼ 2.44	2.99	△ 3.16
17) 集会所の利用のしやすさ	3.09	3.12	3.14	▼ 2.87	△ 3.16	3.03
18) 学校・教育・文化施設の整備状況	3.09	3.11	△ 3.21	▼ 2.76	3.19	3.03
19) スポーツ・レクリエーション施設の整備状況	2.91	2.89	△ 3.07	▼ 2.62	△ 3.07	2.88
20) 子育て環境としての便利さ	2.95	2.96	△ 3.13	▼ 2.51	3.04	3.02
21) 就業環境としての機会や魅力	② 2.47	③ 2.50	△ ② 2.65	▼ ① 2.08	② 2.55	② 2.39
22) 高齢者の生活のしやすさ	2.78	2.82	2.85	▼ 2.49	△ 2.86	2.81
23) 交通事故に対する安全性	2.58	▼ ② 2.50	2.71	2.52	2.61	△ 2.77
24) 防犯性や犯罪に対する安全性	2.77	2.78	2.79	▼ 2.64	△ 2.87	2.67
25) 火災や地震などに対する安全性	2.92	2.94	2.94	▼ 2.83	△ 2.98	2.88
26) 河川の氾濫などに対する安全性	3.10	3.11	3.11	▼ 3.00	△ 3.22	3.05
27) ごみ処理や騒音等の生活環境	3.10	△ 3.11	△ 3.11	▼ 3.03	3.10	△ 3.11
28) 近所付き合いや地域の人との交流機会	3.23	3.21	3.21	▼ ② 3.20	△ ③ 3.36	3.27
29) 地域の活気や活力	2.83	2.81	△ 3.04	▼ 2.55	2.93	2.81
30) 歴史や伝統、観光資源の豊かさ	3.09	△ 3.25	3.08	▼ 2.73	3.02	2.95
31) 総合的にみた暮らしやすさ	3.22	3.29	△ 3.38	▼ 2.74	3.23	3.24
32) 10年前と比べた暮らしやすさ	3.13	3.15	△ 3.32	▼ 2.76	3.14	3.16
平均値3.0以上の項目数	18	19	22	5	19	18
平均値3.0未満の項目数	14	13	10	27	13	14

※平均値とは、「不満」を1、「やや不満」を2、「普通」を3、「やや満足」を4、「満足」を5とした加重平均値で、「普通」の3を基準に数値が大きいが、より満足度が高い結果となっている。

※ 網かけ部分は、平均値3.0以上を示したものである。

※△▼の記号は、各項目の地域別の結果を比較したものである。

凡例：△ 最も高い、▼ 最も低い

※① ①の数字は、各地域における平均値の高い順と低い順に各3つを示したものである。

凡例：① 平均値の高い順位、① 平均値の低い順位

④ 今後のまちづくりで重視してほしいこと

- 「良好な住環境の保全」が最も多く、次いで「道路や公園など身近な住環境の整備」「商業・観光の活性化」となっており、住環境に関する項目が望まれています。

⑤ 今後の土地利用について

- 「既存の商業地や工業用地を有効活用した方がよい」が最も多く、次いで「幹線道路などに新たな商業地を増やした方がよい」「農地や山林を保全した方がよい」等が望まれています。
- 藤岡地域以外の地域では「農地や山林を保全」も多く、藤岡地域の「交通利便な地域に新たな工業団地を増やした方がよい」が他地域に比べて多いのが特徴です。

⑥ 必要だと思う道路・交通環境の整備

- 「身近な生活道路の整備」が最も多く、次いで「歩道の整備」「自転車道の整備」等が望まれています。栃木・大平・都賀地域では「自転車道の整備」も比較的多くなっています。

⑦ 必要だと思う公園・緑地の整備

- 「災害時の避難場所となる防災機能を有した公園の整備」が最も多く、次いで「ジョギングや散歩が楽しめる緑道の整備」となっています。
- 地域別では、5地域全てで「防災機能を有した公園の整備」が最も望まれており、中でも、藤岡地域では他地域と比べ多く、「緑道の整備」は大平・都賀地域が他地域に比べ多くなっています。

⑧ 商業の活性化のために重要だと思うこと

- 「魅力的な店舗を増やして、賑わいや活気を創出する」が最も多く、次いで「大規模な店舗やショッピングセンターを誘致する」「鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性を向上させる」「歩道の幅幅やバリアフリー化など安心して歩ける歩行空間」等が望まれています。

⑨ 居住人口の増加のために重要だと思うこと

- 「日常の買い物に便利な店舗を充実させる」が最も高く、次いで「高齢化社会に対応した、医療・介護・福祉施設を充実させる」「商業・業務・観光などの連携により雇用の場を充実させる」となっています。
- 都賀地域の「日常に便利な店舗を充実」が他地域に比べ高く、栃木地域の「雇用の場を充実」、大平・藤岡・都賀・西方地域の「医療・介護・福祉施設を充実」等が高くなっています。

⑩ 景観について良い・美しいと思う場所、改善してほしい場所

- 「太平山」が最も多く、次いで「蔵の街」「巴波川」「渡良瀬遊水地」となっています。

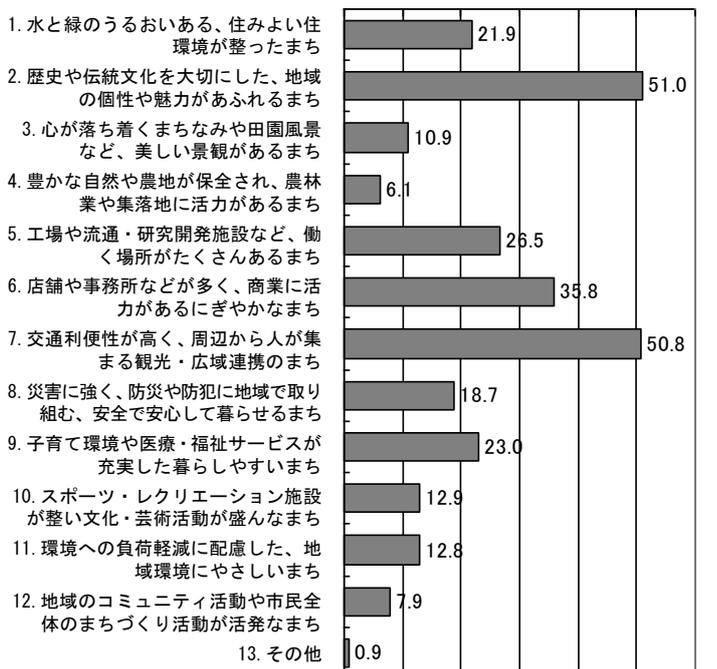
⑪ 20年後のまちの将来像【市中心部】

- 「歴史や伝統文化を大切にしたい、地域の個性や魅力があふれるまち」「交通利便性が高く、周辺から人が集まる観光・広域連携のまち」等が半数以上の回答です。また、「店舗や事務所などが多く、商業に活力があるにぎやかなまち」も高くなっています。

⑫ 自由回答

- 「市街地の活性化」「大型商業施設・店舗等の誘致」「身近な生活道路の整備」等に関する意見が多くみられました。

【20年後のまちの将来像】





「来て・観て・住んで・あったか“とちぎ”」

表紙の写真 市の木：トチノ木 | 市の花：アジサイ
市の鳥：カモ

栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）

発行：栃木市 都市整備部 都市計画課
〒328-8686 栃木市万町9番25号
電話：0282-21-2431（都市計画課直通）
Email：toshikei@city.tochigi.lg.jp
（都市計画課アドレス）